

児童発達支援等を利用する第2子以降の児童で0歳から3歳までの間 に利用した際の利用者負担相当額を**無償化**します

就学前の児童で第2子以降の障がいのある児童を支援するため、
下記のサービスについては、対象となる児童の利用者負担相当額を無償とします。

対象となるサービス

- ・ 児童発達支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
- ※令和6年4月の制度改正に伴い、医療型児童発達支援は児童発達支援に統合されました。

対象となる児童

- ・ 市内に居住する第2子以降の障害のある児童
 - ・ 第2子以降の無償化対象となる期間は、「サービスの利用開始から満3歳になって初めての3月31日まで（★）」です。
- （★）4月1日以降は国の無償化制度に切り替わります。

（具体的な対象者の例）

申請時期	対象者
令和8年4月1日～令和9年3月31日	誕生日が令和5年4月2日～令和9年3月31日の第2子以降の障害のある児童

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

手続きの流れ

- ① 市役所に申請書類を提出
- ② 市役所から確認証が届く
- ③ 利用している事業所に確認証を提示

※ 確認証を提示することで利用者負担相当額が無償となり、事業所への支払いは不要となります。

※ ただし、事業所の取り扱いによっては、無償とならないことがあります。

①の申請書類

- ・ 申請書
- ・ 通所受給者証の写し

提出先・問い合わせ先

障害者支援推進課又はお住いの区役所障害者支援課

障害者支援推進課 TEL: [221-1098](tel:221-1098) 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1

各区役所 障害者支援課

葵区 [TEL:221-1589](tel:221-1589) 駿河区 [TEL:287-8690](tel:287-8690) 清水区 [TEL:354-2168](tel:354-2168)